大阪取引所及び東京商品取引所における新商品導入に伴う
「手数料に関する規則」等の一部改正について

I.　改正趣旨

当社は、それぞれ２０２４年３月１８日に予定されている株式会社大阪取引所におけるＪＰＸプライム１５０指数先物取引の上場並びに株式会社東京商品取引所における東エリア・週間ベースロード電力先物取引、西エリア・週間ベースロード電力先物取引、東エリア・週間日中ロード電力先物取引及び西エリア・週間日中ロード電力先物取引の上場に伴い、手数料に関する規則等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

記

II.　改正概要

	（備　考）
１．「手数料に関する規則」の一部改正 ・　ＪＰＸプライム１５０指数先物取引に係る清算手数料については、当社が当該月に引き受けた債務について、１取引単位につき２円、最終決済に係る数量について、１取引単位につき６円とする。	・　手数料に関する規則別表
２．「商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則」の一部改正 ・　東エリア・週間ベースロード電力先物取引及び西エリア・週間ベースロード電力先物取引に係る清算手数料については、当社が当該月に引き受けた債務について、１取引単位につき１８円、最終決済に係る数量について、１取引単位につき５４円とする。 ・　東エリア・週間日中ロード電力先物取引及び西エリア・週間日中ロード電力先物取引に係る清算手数料については、当社が当該月に引き受けた債務について、１取引単位につき６円、最終決済に係る数量について、１取引単位につき１８円とする。	・　商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則別表

III.　施行日

１．２０２４年３月１８日から施行する。

２．前１．にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、２０２４年３月１８日以後の当社が定める日から施行する。

以 上

大阪取引所及び東京商品取引所における新商品導入に伴う「手数料に関する規則」等の一部改正について

目次

(ページ)

1　手数料に関する規則の一部改正新旧対照表 …… 1

2　商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表 …… 3

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
別表
清算手数料の算出の基準及び清算手数料率
１　（略）
２　業務方法書第３条第２項第２号から第６号の３までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th colspan="2">清算対象取引の区分</th><th>算出の基準</th><th>清算手数料率</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">業務方法書第３条第２項第５号に掲げる指数先物取引</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>東証株価指数先物取引（Ｍｉｎｉ取引）、ＪＰＸプライム１５０指数先物取引、東証グロース市場２５０指数先物取引、ＴＯＰＩＸ Ｃｏｒｅ ３０先物取引及び東証ＲＥＩＴ指数先物取引（注１）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>
（注１）～（注６）　（略）
</td><td>
別表
清算手数料の算出の基準及び清算手数料率
１　（略）
２　業務方法書第３条第２項第２号から第６号の３までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th colspan="2">清算対象取引の区分</th><th>算出の基準</th><th>清算手数料率</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">業務方法書第３条第２項第５号に掲げる指数先物取引</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>東証株価指数先物取引（Ｍｉｎｉ取引）、東証グロース市場２５０指数先物取引、ＴＯＰＩＸ Ｃｏｒｅ ３０先物取引及び東証ＲＥＩＴ指数先物取引（注１）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>
（注１）～（注６）　（略）
</td></tr>
</table>

付　則 １　この改正規定は、令和６年３月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和６年３月１８日以後の当社が定める日から施行する。	

商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

商品取引債務引受業に関する業務方法書第２条第１号及び第２号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
（略）			
商品取引債務引受業に関する業務方法書第２条第２号に掲げる現金決済先物取引	（略）		
	東エリア・日中ロード電力先物取引、西エリア・日中ロード電力先物取引（注１）	（略）	
	東エリア・週間ベースロード電力先物取引、西エリア・週間ベースロード電力先物取引（注１）	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務（注２）について、１取引単位につき １８円（注３）
		最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、１取引単位につき ５４円
	東エリア・週間日中ロード電力先物取引、	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務（注２）について、１取引単位につき

旧

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

商品取引債務引受業に関する業務方法書第２条第１号及び第２号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
（略）			
商品取引債務引受業に関する業務方法書第２条第２号に掲げる現金決済先物取引	（略）		
	東エリア・日中ロード電力先物取引、西エリア・日中ロード電力先物取引（注１）	（略）	
	（新設）		
	（新設）		

	西エリア・週間日中ロード電力先物取引（注１）		６円（注３）
		最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、１取引単位につき １８円
	（略）		

（注１）～（注３）　（略）

付　則

１　この改正規定は、令和６年３月１８日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和６年３月１８日以後の当社が定める日から施行する。

	（略）

（注１）～（注３）　（略）